

(案)

資料2

流 福 審 第 号
平 成 2 8 年 月 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会 長 小島 富美子

「流山市特定疾病療養者見舞金支給規則」の一部
改正について（答申）

平成27年12月15日付け流社第464号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行及び「児童福祉法」の改正に伴う特定疾病の拡大に合わせて、当該見舞金支給の対象疾病を拡大することについて異論はありません。

また、対象疾病の拡大に伴い、対象者の大幅な増加が想定される中で、療養者とその保護者の闘病や労苦に報いる当該見舞金支給の趣旨を尊重しつつ、一方では、限られた財源の範囲内で持続可能な制度として存続させていくために、支給額を見直す必要性は理解できるところであり、諮問内容について、案のとおり見直しを行うことに賛同します。

なお、当審議会の意見は、下記のとおりです。

記

1 見舞金の支給額について

見舞金支給額については、近隣他市の状況も勘案して、市としての財源の範囲内での妥当な支給額を慎重に検討し、決定すること。

2 難病患者への情報の周知について

新たに見舞金の対象者となる者に対して、見舞金の趣旨や申請手続きについて適切な情報提供を行い、対象者にもれなく周知されるように努めること。